

(別紙)

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う 一般競争（指名競争）参加資格の再認定の実施について

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度及び令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき令和3・4年度及び令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度及び令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき令和3・4年度及び令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定又は再決定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2. 再認定のスケジュール

下記の期間の間、再認定の受け付けを行います。

認定日（予定）は、適正な申請書を受理した日から1ヶ月から1ヶ月半程度です。

受付期間	
令和3・4年度の競争参加資格の場合 令和5年1月1日～令和5年2月15日	令和5・6年度の競争参加資格の場合 令和5年4月1日～令和5年6月30日

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

【大臣官房会計課所掌機関の場合】

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1）及び（様式1-2）
- ② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保

険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）

- ③ **共同企業体等調書**（様式4）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式1-1）、②及び③を提出。

【地方整備局等の場合】

- ① **一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)**（様式①-1）及び「道路・河川・官庁営繕・公園関係」に申請する場合は（様式①-2）、「港湾空港関係」に申請する場合は（様式①-3）
- ② 申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について二以上の希望工事種別に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について一の希望工事種別に合算して申請するときは、**工事分割内訳表**（様式②）（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」に申請をする場合）
- ③ **業態調書**（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1）（様式③-2）
- ④ **改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し**（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）
- ⑤ **共同企業体等調書**（様式⑥）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が「港湾空港関係」に申請をする場合）
- ⑥ 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であるときは、**建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7第2項に掲げる書類に準ずる書類**

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式①-1）、③、④及び⑤を提出。

【北海道開発局の場合】

- ① **一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)**（様式1-1）及び（様式1-2）
- ② 申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について二以上の登録を希望する工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について登録を希望する一の工事区分に合算して申請す

るときは、工事分割内訳表（様式2）

③ 業態調書（様式3-1）

④ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）

⑤ 申請者が特例計算を希望する事業協同組合の場合は、共同企業体等調書（様式6）

⑥ 申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、工事経歴書（様式5）

※ 再決定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による資格決定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式1-1）、③、④及び⑤を提出。

※ 経常建設共同企業体の場合は、北海道開発局が別に公示する内容によること。

4. 随時の資格審査の申請に係る留意事項

① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものであることに加えて、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

② 随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号）による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

5. その他再認定の申請に関する留意事項

再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、認定を受けている国土交通省の全部局・全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の認定部局や工種のみを選択して行うことはできません。大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等及び北海道開発局から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき認定部局又は工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

6. 申請方法及び申請場所

大臣官房会計課所掌機関への申請については、別添1に掲げる提出場所において申請を受け付けますが、登録（希望）部局が1箇所の場合には当該部局の受付窓口で、複数部局の登録（希望）の場合には別添1の最寄りの受付窓口又は大臣官房会計課契約制度管理室で申請を受け付けます。地方整備局等及び北海道開発局への申請については、別添2、別添3及び別添4に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、別添2、別添3及び別添4に掲げる提出場所において申請を受け付けます。なお、提出方法は文書持参方式、文書郵送方式及び電子メール方式のいずれかになります。

7. 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、国土交通省のホームページから大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等、北海道開発局ごとにそれぞれ入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>